

地域センター災害時対応型軽食等
自動販売機設置 協定書

賃貸人 東京都町田市を甲とし、賃借人 ○○○○○○○を乙として、甲乙間において、次の条項により、町田市市民センターに災害時対応軽食等自動販売機設置にかかる協定を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件の一部を（以下「物件」という。）を乙に賃貸する。

所 在 地	貸 付 場 所※	貸付面積(㎡)	台数
東京都町田市忠生 3丁目14番地2	忠生市民センター	1.5	1台

※別紙図面参照

(使用の目的及び方法等)

第2条 乙はこの物件を災害時対応型軽食等自動販売機（以下「自動販売機」という。）及び販売した商品の使用済み容器の回収ボックスの設置場所として使用するものとする。

2 乙は、この物件の所在地において、震度5強以上の地震又はこれと同等以上の天災が発生し、帰宅困難者や被災者等に対する軽食の供給が必要になった場合に、自動販売機の機内在庫商品が無償でこの物件に提供する。

3 自動販売機は、前項の場合に停電が発生したときであっても機内在庫軽食を提供出来る仕様とし、具体的な提供方法については、甲と乙が事前に協議する。

(貸付期間)

第3条 この物件の賃貸借期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までとする。

2 乙は、毎年度、地方自治法第238条の4、町田市公有財産規則等に基づく行政財産の使用許可を得るものとする。

(貸付料及び延滞金)

第4条 この物件の貸付料は行政財産使用料と売上額に応じた貸付料を合算したものとする。

2 行政財産使用料は、第3条の2に記載の行政財産使用許可書に記載の金額とする。
その額は、甲が行政財産使用許可を行う都度算出するものとする。

3 行政財産使用料は、甲が行政財産使用許可を行う都度発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに納入しなければならない。

- 4 売上額に応じた貸付料は、売上額に〇〇パーセントを乗じた額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てとする。
- 5 乙は物件ごとの売上状況（月別売上数量及び月別売上金額）を四半期毎に取りまとめ、四半期翌月の15日までに売上報告書として甲へ提出しなければならない。
- 6 乙は甲が物件ごとに四半期翌月に発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに売上額に応じた貸付料を納入しなければならない。
- 7 既納の貸付料は返還しない。ただし、特別の必要があると甲が認めるときは、甲はその全部又は一部を返還することができる。
- 8 乙が指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、この協定の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（転貸の禁止等）

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）この物件を転貸し、又はこの物件の賃借権を譲渡しないこと。
- （2）この物件を第2条の目的以外に使用しないこと。
- （3）この物件の形質及び形状を改変しないこと。

（物件の保全義務等）

第6条 乙は、善良な管理者としての注意をもってこの物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 乙は、この物件の使用により、第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任及び負担において損害の発生を防止しなければならない。
- 3 乙は、この物件の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、乙の責任及び負担において、速やかに対応しなければならない。この場合、乙は甲に対し、直ちにその状況を文書にて通知しなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第7条 乙は、この物件に投じた有益費又は必要費があってもこれを甲に請求しないものとする。

（調査協力義務）

第8条 甲は、この物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が第5条の規定に違反したときは、催告をしないで、この協定を解除することができる。

2 甲は、乙が第6条各項に規定するほかこの協定に定める義務を果たさない場合において、催告したにもかかわらず、なお催告に従わないときは、この協定を解除することができる。

3 甲は、貸付期間満了前であっても、この物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、この協定を解除することができる。この場合において、協定の解除に伴う原状回復、この物件の返還及び貸付料の返還等については、甲乙協議の上定めるものとする。

4 乙は、貸付期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の3ヶ月前までに甲に対し、書面によりその旨を予告しなければならない。

5 乙は、第1項若しくは第2項の規定により協定を解除された場合又は第4項の規定により協定を解除した場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は既納の貸付料を乙に返還しない。

(原状回復)

第10条 乙は、前条第1項、第2項若しくは第4項の規定により協定が解除された場合又は貸付期間が満了した場合においては、自己の負担で、直ちにこの物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

(協定の費用)

第11条 この協定締結に要する費用は、乙の負担とする。

(光熱水費の負担)

第12条 光熱水費は乙の負担とし、乙は甲が物件ごと四半期に発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納入しなければならない。

2 乙は、電気量計測のためのメーターを設置すること。

(管轄裁判所)

第13条 この協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とする。

(環境により良い自動車利用)

第14条 自動販売機の設置及び維持管理に際し、乙が自動車を利用し、又は第三者に利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) 利用する自動車はディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、甲が、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求めた場合には、これらを速やかに提示し、又は提出すること。

（その他）

第15条 乙は、維持管理等に関し、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理は、乙が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
 - (2) 10円、50円、100円、及び500円硬貨並びに千円紙幣を使用できる他、新紙幣・新硬貨やキャッシュレス決済に対応した自動販売機であること。
 - (3) 省エネルギー対応やノンフロン対応など環境に十分配慮した自動販売機であること。
 - (4) この物件内に販売した商品の使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、乙の責任で使用済み容器を適切に回収・処分すること。
 - (5) 衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
 - (6) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認し、転倒防止用鉄板等を含めて、自動販売機等設置場所寸法内に納めたうえで安全を確保すること。また、中規模集会施設の壁及び床等へアンカーボルト等による固定を行う場合は、事前に施設管理者の承諾を得ること。
 - (7) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、乙の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
 - (8) 節電対策のため、甲から指示があった場合には自動販売機の照明消灯に協力すること。
 - (9) 商品の販売本数及び売上額について、甲から指示があった場合には速やかに報告すること。
 - (10) 商品の搬入・廃棄物（使用済み容器を含む。）の搬出時間及び経路については、甲と事前に協議して定めること。
 - (11) 販売品目は、パン及び栄養補給食品などの軽食等とし、販売価格は標準小売価格以下とすること。
- 2 自動販売機の商品等の盗難及び自動販売機の破損については、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、甲はその責任を負わない。

(疑義の決定等)

第 16 条 この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

2 0 2 5 年〇月〇日

甲 (所在地) 東京都町田市森野 2 - 2 - 2 2
(名 称) 町田市
(代表者) 町田市長 石 阪 丈 一

乙 (所在地)
(名 称)
(代表者)